

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

基本的事項

1 団体の概要

団体名	東大阪市	国調人口(H17.10.1現在)	513,821
構成団体名		職員数(H22.4.1現在)	2,726
		健全化判断比率の状況	財政再生基準以上 早期健全化基準以上
		計画期間:	

- 注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。
- 3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.791 (H21年度)	標準財政規模(百万円)	102,070 (H21年度)
財政力指数(臨財債振替前)	() (年度)	地方債現在高(百万円)	382,547 (H21年度)
実質公債費比率(%)	8.0 (H21年度)	うち普通会計債現在高(百万円)	163,380 (H21年度)
経常収支比率(%)	98.6 (H20年度)	うち公営企業債現在高(百万円)	219,167 (H21年度)
実質収支比率(%)	1.1 (H21年度)	積立金現在高(百万円)	12,413 (H21年度)
将来負担比率	93.7 (H20年度)		

- 注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<p>新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 該当なし</p>

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	東大阪市財政健全化計画
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
既 存 計 画 と の 関 係	東大阪市新集中改革プラン（H22～H26）
公 表 の 方 法 等	広報紙やホームページへの掲載、議会へは予算議案と併せて説明
基 本 方 針	<p>平成22年度は本市の計画行政の基本となる第2次総合計画、前期基本計画における第4次実施計画の最終年度である。財政面においては、団塊の世代の退職期を迎えた人件費や生活保護費等の扶助費など歳出の増加は避けられない状況にあり、財政運営は依然として厳しい舵取りを迫られる状況にある。しかし、市政運営は継続して遅滞なく推進されなければならない。そのための財源確保策のひとつとして、今回の公的資金の補償金免除繰上償還を実施すべく、この財政健全化計画を定めるものである。</p> <p>1 新集中改革プランを踏まえ、行財政改革を積極的に推進する。 2 事業の計画、推進にあたっては、第2次総合計画後期基本計画を基本とする。 3 公共目的を有しない市有地については計画的に処分し、必要な財源に充当する。</p>

5 基本的事項(つづき)
5 繰上償還希望額等

(単位:千円)

区 分		旧運用部: 年利5%以上 6%未満	旧運用部: 年利6%以上 6.3%未満	旧運用部: 年利6.3%以上 6.5%未満	合 計	
		旧簡保: 年利5%以上 6%未満	旧簡保: 年利6%以上 6.5%未満	旧簡保: 年利6.5%以上 6%未満		
				うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	54,842.0	330,521.6	458,934.3	-	844,297.9
	補償金免除額	6,168.6	47,049.3	79,639.0		132,856.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	20,719.1	6,862.6	280,500.6	-	308,082.3
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		37,473.3			37,473.3

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
普通 会計債	公営住宅建設事業			458,934.3	-	458,934.3
	公営住宅建設事業		330,521.6			330,521.6
	義務教育施設建設事業	54,842.0				54,842.0
	小 計 (A)	54,842.0	330,521.6	458,934.3	-	844,297.9
出一般 債等計						
	小 計 (B)					
	合 計 (A)+(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
普通 会計債	義務教育施設建設事業			280,500.6	-	280,500.6
	義務教育施設建設事業		6,862.6			6,862.6
	義務教育施設建設事業	20,719.1				20,719.1
	小 計 (A)	20,719.1	6,862.6	280,500.6	-	308,082.3
出一般 債等計						
	小 計 (B)					
	合 計 (A)+(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計債	臨時地方道路整備事業		32,433.3		32,433.3
	臨時河川等整備事業		5,040.0		5,040.0
	小 計 (A)		37,473.3		37,473.3
出一般 債等計					
	小 計 (B)				
	合 計 (A)+(B)				

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

財政状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>本市は、昭和42年2月に旧3市の合併により誕生し、現在では、人口約50万人を擁する府内で3番目、全国でも29番目（平成21年3月31日現在）の都市である。平成17年4月には中核市へと移行し、文字どおり東部大阪の中核都市として市民により身近な総合的な行政主体として「夢と活力ある元気都市・東大阪」の創造に努めている。また、市内には中小企業の集積が進み、東の大田区とならんで「モノづくりのまち」として知られている。財務上の特徴としては、実質収支は、平成7年度から15年連続して黒字を堅持しているものの、平成21年度には単年度収支で5年ぶりの赤字となった。歳入の根幹である市税収入は、ピーク時の平成9年度から平成16年度まで7年連続、約180億円減少した。ようやく平成17年度から平成19年度において個人・法人市民税が牽引するかたちでゆるやかな増加に転じたところであるが、平成21年度には景気低迷により前年度比マイナス31.9%の大幅な減収となり、歳入環境は引続き厳しい状況が続くものと予想される。一方、歳出面においても、人件費においては平成22年度まではいわゆる団塊世代の定年退職者が増加する時期を迎え、毎年200人程度、50億円台の退職手当を要し、また扶助費は生活保護費の増などにより高水準で推移するものと見込まれる。結果、当面の財政運営は依然として楽観視できる状況ではない。主要な財政指標のひとつである経常収支比率では、直近10年間のピーク水準である平成15年度の100.2%という危機的な状況からは脱却したものの、平成21年度では99.9%と依然として高止まりであり、財政力指数では、直近10年間は平成9年度の0.932（3カ年平均）をピークとして一貫して減少を続け、平成20年度では0.794（3カ年平均）となっており、財政は極めて硬直化した状況であるといわざるをえない。</p>																				
財政運営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="456 698 630 734">課 題</td> <td data-bbox="630 698 1369 734">事務事業の再編・整理・廃止・統合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="456 734 1369 857"> <p>事務事業の見直しについては、漫然と現状を継続することなく、職場における実践的な研修やノウハウ・情報の共有化を図るなど、組織として十分機能する手法を検討する必要がある。また事業の目的を明確にするとともに、効率性だけでなく効果・成果を検証するため、事務事業の見直し手法の一つとして事務事業評価制度を活用し、事務執行方法そのものの見直しを行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 857 630 896">課 題</td> <td data-bbox="630 857 1369 896">民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="456 896 1369 1070"> <p>民間委託等の推進にあたっては、公益性の確保を担保するシステムを構築するとともに、民間活力の活用をさらに進めることとするが、民間委託等の推進の観点からの事務・事業の総点検を行い、組織におけるメリットが生じるよう委託の可能性について検証する。 現在、委託化・民間活力の活用を検討し、常勤職員の退職者数の推移を見極めながら推進する。また、PFIの導入により、事業コストの削減、より質の高い市民サービスの提供を目指す。公の施設については、指定管理者制度の活用・推進により効率的・効果的な運営を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1070 630 1108">課 題</td> <td data-bbox="630 1070 1369 1108">定員管理・給与の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="456 1108 1369 1232"> <p>地方分権時代における公民の役割分担に留意しつつ、人件費の総量抑制を基本とする中で、職員採用を含めた「職員数計画」を策定し、市行政の執行体制における合理化・スリム化を図る。給与制度については検証を行い、国における公務員制度改革の動向を見極めながら、職務と責任に対応した能力・実績を重視した給与制度の見直し、適正化を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1232 630 1270">課 題</td> <td data-bbox="630 1232 1369 1270">第三セクターの見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="456 1270 1369 1393"> <p>本市域を活動拠点とし、市が出資または人的支援及び運営に対する補助をしている本市の外郭団体においては、市における行財政改革の取り組みと同様の取り組みはもちろん、効果・成果及びコストを意識した経営という観点で効率化を進めるよう指導する。また、設立目的、活動実態、機能等について検証を行い統廃合等を含めた見直しを進める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1393 630 1431">課 題</td> <td data-bbox="630 1393 1369 1431">経費削減等の財政効果</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="456 1431 1369 1547"> <p>行革に伴う行政的経費削減のため、本市では平成15年から実施している行動計画実施分の継続、新規実施予定分について精査を行ない、確実な成果目標をもって取組んで行く。</p> </td> </tr> </table>	課 題	事務事業の再編・整理・廃止・統合	<p>事務事業の見直しについては、漫然と現状を継続することなく、職場における実践的な研修やノウハウ・情報の共有化を図るなど、組織として十分機能する手法を検討する必要がある。また事業の目的を明確にするとともに、効率性だけでなく効果・成果を検証するため、事務事業の見直し手法の一つとして事務事業評価制度を活用し、事務執行方法そのものの見直しを行う。</p>		課 題	民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)	<p>民間委託等の推進にあたっては、公益性の確保を担保するシステムを構築するとともに、民間活力の活用をさらに進めることとするが、民間委託等の推進の観点からの事務・事業の総点検を行い、組織におけるメリットが生じるよう委託の可能性について検証する。 現在、委託化・民間活力の活用を検討し、常勤職員の退職者数の推移を見極めながら推進する。また、PFIの導入により、事業コストの削減、より質の高い市民サービスの提供を目指す。公の施設については、指定管理者制度の活用・推進により効率的・効果的な運営を図る。</p>		課 題	定員管理・給与の適正化	<p>地方分権時代における公民の役割分担に留意しつつ、人件費の総量抑制を基本とする中で、職員採用を含めた「職員数計画」を策定し、市行政の執行体制における合理化・スリム化を図る。給与制度については検証を行い、国における公務員制度改革の動向を見極めながら、職務と責任に対応した能力・実績を重視した給与制度の見直し、適正化を図る。</p>		課 題	第三セクターの見直し	<p>本市域を活動拠点とし、市が出資または人的支援及び運営に対する補助をしている本市の外郭団体においては、市における行財政改革の取り組みと同様の取り組みはもちろん、効果・成果及びコストを意識した経営という観点で効率化を進めるよう指導する。また、設立目的、活動実態、機能等について検証を行い統廃合等を含めた見直しを進める。</p>		課 題	経費削減等の財政効果	<p>行革に伴う行政的経費削減のため、本市では平成15年から実施している行動計画実施分の継続、新規実施予定分について精査を行ない、確実な成果目標をもって取組んで行く。</p>	
課 題	事務事業の再編・整理・廃止・統合																				
<p>事務事業の見直しについては、漫然と現状を継続することなく、職場における実践的な研修やノウハウ・情報の共有化を図るなど、組織として十分機能する手法を検討する必要がある。また事業の目的を明確にするとともに、効率性だけでなく効果・成果を検証するため、事務事業の見直し手法の一つとして事務事業評価制度を活用し、事務執行方法そのものの見直しを行う。</p>																					
課 題	民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)																				
<p>民間委託等の推進にあたっては、公益性の確保を担保するシステムを構築するとともに、民間活力の活用をさらに進めることとするが、民間委託等の推進の観点からの事務・事業の総点検を行い、組織におけるメリットが生じるよう委託の可能性について検証する。 現在、委託化・民間活力の活用を検討し、常勤職員の退職者数の推移を見極めながら推進する。また、PFIの導入により、事業コストの削減、より質の高い市民サービスの提供を目指す。公の施設については、指定管理者制度の活用・推進により効率的・効果的な運営を図る。</p>																					
課 題	定員管理・給与の適正化																				
<p>地方分権時代における公民の役割分担に留意しつつ、人件費の総量抑制を基本とする中で、職員採用を含めた「職員数計画」を策定し、市行政の執行体制における合理化・スリム化を図る。給与制度については検証を行い、国における公務員制度改革の動向を見極めながら、職務と責任に対応した能力・実績を重視した給与制度の見直し、適正化を図る。</p>																					
課 題	第三セクターの見直し																				
<p>本市域を活動拠点とし、市が出資または人的支援及び運営に対する補助をしている本市の外郭団体においては、市における行財政改革の取り組みと同様の取り組みはもちろん、効果・成果及びコストを意識した経営という観点で効率化を進めるよう指導する。また、設立目的、活動実態、機能等について検証を行い統廃合等を含めた見直しを進める。</p>																					
課 題	経費削減等の財政効果																				
<p>行革に伴う行政的経費削減のため、本市では平成15年から実施している行動計画実施分の継続、新規実施予定分について精査を行ない、確実な成果目標をもって取組んで行く。</p>																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

行政改革に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 経常経費の見直し	3	<p>地方分権時代における公民の役割分担に留意しつつ、人件費の総量抑制を基本とする中で、職員採用を含めた「職員数計画」を策定し、市行政の執行体制における合理化・スリム化を図ってきた。今後も引き続きH22～H26年度を取組期間とした「新職員数計画」に基づき職員数の適正管理に努める。</p> <p>給与制度については検証を行い、国における公務員制度改革の動向を見極めながら、職務と責任に対応した能力・実績を重視した給与制度の見直し、適正化を図る。</p>
定員管理	3	<p>・H21年度（H22.4.1現在）の職員数は2,726名であり当初計画目標値を149名上回っているがH19年度と比較すれば203名減少している。平成22年6月に、H24.4月に当初計画の目標値である2,577人に当初計画で盛り込んでいなかった要素である救急隊の充実と一部事務組合職員の引揚げや任期付任用職員の採用等を加味した2,650人となるよう、H22年度からH26年度の5年間を取組年度とする新たな職員数計画をH22年6月に策定した。今後、新たな職員数計画に基づいて、引続き適正な職員数管理を行なう。</p>
給与のあり方	3	<p>・職員給与のカット・・・全職員給料月額5%削減（H16～17）、特別職給与10%削減（H16～）</p> <p>・H17人事院勧告の実施（H18～、現給保障なし）</p> <p>・誕生月による定年制（上期9月末、下期3月末）の導入（H13～）</p> <p>・特殊勤務手当の見直し（H18～） ・わたりの廃止（H19～） ・初任給基準4号給引下げ（H21～）</p> <p>・55歳定期昇給見直し（H19～） ・期末勤勉手当の引下げ（H21人事院勧告準拠）</p> <p>・住宅手当の廃止（持ち家分）（H22～ 97百万円）</p>
給与と構造の見直し、地域手当等のあり方	3	<p>・国の給与と構造改革を踏まえた給与と構造の見直し（給与表の見直し等）については、H18年4月に実施済。</p> <p>地域手当については、国の支給率と同様の10%となっている。</p>
技能労務職員の給与のあり方	3	<p>・技能労務職員の給与等については、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組み内容等を住民にわかりやすく明示した見直しにかかる取組み方針を策定し市HPにてH20から公表。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	3	<p>・退職時特別昇給については、H18年4月から廃止。</p> <p>退職手当構造見直しについては、H19年7月から実施。</p>
福利厚生事業のあり方	3	<p>・H17 事業主：掛金 = 52/1,000 : 26/1,000 = 2 : 1</p> <p>・H18 事業主：掛金 = 41/1,000 : 28/1,000 = 1.46 : 1</p> <p>・H19 事業主：掛金 = 40/1,000 : 31/1,000 = 1.29 : 1</p> <p>・H20 事業主：掛金 = 38/1,000 : 36/1,000 = 1.05 : 1</p> <p>・H21年度は、大阪府市町村職員互助会解散に伴い、福利厚生事業の再構築を行い会費と補助金の負担割合を1 : 0.875とした。</p> <p>・H22年度は公費負担額（16,800円/年・人）を1/2に見直し（8,400円/年・人）たことにより会費と補助金の負担割合を1 : 0.4375とした。（H22～31百万円）</p>
物件費、維持補修費等の見直し	5	<p>・外郭団体委託料カット（H15,16）</p> <p>・分散庁舎維持経費の解消（H15）</p> <p>・文書配布委託料の見直し（H17～）</p> <p>・文書管理システム導入によるペーパーレス化（H19～）</p> <p>・東事業所の夜間警備業務を無人（機械）警備に切り替え（H22～5百万円）</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	2	<p>・指定管理者制度導入による事務費削減（H18～）・・・H18.4月より公の施設54施設に対し指定管理者制度を導入。H21.4月現在：44施設が指定管理者制度により運営されている。</p> <p>・PFI事業の導入・・・H18.3月に東大阪消防PFIサービス株式会社と事業契約を締結。H20.4月供用開始。</p>
その他	5	<p>・生活保護制度の適正実施（任期付任用職員の活用など）（H22～）</p>

行政改革に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	5	<ul style="list-style-type: none"> ・納期内納付を推進するため口座振替制度の勧奨と土日・夜間窓口の開設や集中督促期間を設置し収入率向上を図っている。（改善額 H22～H25 174、H26 255（百万円）） ・法定外公共物を含む遊休市有地等の売却及び貸付により、事業財源の確保に努めている。（改善額 H22～26 各400（百万円）） ・用途廃止後の市営住宅用地の売却（H24 139百万円）
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	4	<p>本市が出資または人的支援及び運営に対する補助をしている外郭団体においては、市における行財政改革と同様の取組みはもちろん、効果・成果及びコストを意識した経営という観点で効率化を進めるよう指導する。また、設立目的、活動実態、機能等について検証を行い統廃合等を含めた見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（財）文化財協会の解散（H18） ・（財）開発公社の解散（H20） ・H20年9月に、各団体ごとに存続・廃止・統合等を明確にした東大阪市外郭団体統廃合等方針を策定。 ・公園協会と環境保全公社の統廃合（H23） ・中小企業振興会と勤労者福祉サービスセンターの統廃合（H23） ・駐車場整備㈱と再開発㈱の統廃合（H23） ・雇用開発センターの廃止（H25） ・（社）公共社会福祉事業協会の自立（H24～ 2百万円）
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	1	<p>事務事業評価は、市の実施している事務事業について、事業目的や内容、事業量などを明確にするとともに、その成果を経済性、効率性、有効性等の観点から、客観的に評価しようとするもので、事務事業の見直し、職員の意識改革、行政の透明性・説明責任の確保をめざして導入を図った。</p>
行政改革や財政状況に関する情報公開	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市HPで市の行財政改革における取り組みと効果等について公表を行っている。
給与及び定員管理の状況の公表	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP及び広報紙で公表を行っている。
財政情報の開示	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP及び広報紙で公表を行っている。
行政評価の導入	1	<ul style="list-style-type: none"> ・H17年度より全事務事業を対象とし実施した。H19年度は監査法人による外部ヒアリングを行い事務事業評価表の精度向上に取り組んだ。H20年度は施策的経費を中心に事務事業見直しを行い、H21年度予算編成において234百万円を削減し反映させた。また見直し結果を市HPに公開している。H21年度からは、市政マニフェスト・実施計画に掲げられている全ての事務事業についてPDCA管理手法により進捗管理に努めている。
6 その他	5	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料の見直し ・市民美術センター施設使用料の減免見直し（H22～ 2百万円） ・HPバナー広告等収入（改善額：H19～ 年間13百万円） ・補助金の整理・合理化 ・扶助費の見直し ・各施設に設置する自動販売機に対し、公募入札を実施（改善額：H20～ 年間53百万円） ・市税全期前納報奨制度の廃止（H22～ 255百万円）

- 注1 上記区分に応じ、「財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講ずることとしている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職員数計画 3,257人 (H17.4.1) 2,577人 (H22.4.1) 680人 (集中改革プラン (普通会計)) 議員定数の削減 50人 46人 (H19) 給与のカット・・・全職員5% (H16~17)、特別職10% (H16~)、議員5万/月 (H16~17) H17人勤の実施 (H17~、現給保障なし) 誕生日による定年制 (上期9月末、下期3月末) の導入 (H13~) 特殊勤務手当の見直し (H18~) わたりの廃止 (H19.7~) 住宅手当の廃止 (持ち家分) (H22~)
2 公債費負担の健全化 (地方債発行の抑制等)	
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> 行政管理経費 (物件費) の削減・・・外郭団体委託料カット (H15.16)、分散庁舎維持経費の解消 (H15)、文書配布委託料の見直し (H17~)、指定管理者制度導入による事務費削減 (H18~)、文書管理システム導入によるペーパーレス化 (H19~)、PFI事業の導入 税の徴収対策・・・現年課税分収入率の向上、滞納繰越分の圧縮 未利用財産の売払い・・・市有地等の売却 (廃道敷等売払収入) 使用料、手数料の見直し、ホームページバナー広告収入 補助金の整理・合理化 扶助費の見直し

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年法律第94号) (以下、「財政健全化法」という。) に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各自画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位: 百万円)

区分	課題	項目	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画第2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	費比率	当初計画の目標値		14.4	14.7	15.2	15.6	15.4					
		(実績値)	14.5	8.0	8.0	8.6							
		延長計画の目標値					15.6	15.4		9.3	9.3	9.3	
		当初計画の目標値		166,765	165,549	163,152	157,531	150,185					
		(実績値)	167,023	165,988	163,706	163,380							
		延長計画の目標値					167,093	167,739		168,126	176,302	174,628	
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	1	人件費 (退職手当を除く。)	31,347	32,087	31,138	30,304	29,135	28,996					
		改善効果額		-740	209	1,043	2,212	2,351	5,075				
	4	行政管理経費 (物件費)	14,339	15,134	14,967	15,178	15,783	15,307					
		改善効果額		-795	-628	-839	-1,444	-968	-4,674				
	4	税の徴収対策		740	822	822			2,384				
		改善効果額											
	4	未利用財産の売払い		20	20	20			60				
		改善効果額											
	4	その他 (使用料・手数料の見直し・HP広告収入)			13	13	13	13	55				
		改善効果額											
当初計画改善効果額 合計									2,900				
<参考> 当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)									20				
延長計画に係る改善効果額	1	住宅手当						97	97	97	97	97	485
		改善効果額											
	1	職員厚生事業補助金の削減						24	23	23	22	22	114
		改善効果額											
	1	市税全期前納報奨制度の廃止						255	255	255	255	255	1,275
改善効果額													
1	国民健康保険料全期前納報奨制度廃止による一般会計繰出金の削減						70	70	70	70	70	350	
	改善効果額												
延長計画改善効果額 合計 A												2,224	
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B												0	
A + B C												2,224	
Cのうち公営企業会計加算分 D												2,000	
(Dの内訳) 下水道事業会計への加算額												2,000	
C - D												224	
<参考> 補償金免除額 (旧資金運用部資金)												133	

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Cのうち公営企業会計加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること (ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。)。